

阿南工業高等専門学校学生健康診断規則

(平成16年4月1日)

(規則第74号)

(目的)

第1条 阿南工業高等専門学校学生準則第19条に基づきその強化・徹底を図るため、阿南工業高等専門学校学生健康診断規則を定める。

第2条 学生は、本校の行う定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

第3条 疾病その他の事由により前条の健康診断を受けることができないときは、別表延期願を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の事由のなくなったときは、速やかに健康診断を受け、診断書を学生係に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校学生健康診断規程(昭和44年1月10日規程第1号)は、廃止する。